

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり告示する。

令和2年10月9日

一般社団法人 庄原観光推進機構
代表理事 土井 幹雄

庄原観光プロモーション動画制作業務に係る企画提案実施要領

1 趣 旨

この要領は、庄原観光推進機構が実施する「庄原観光プロモーション動画制作業務」を委託するにあたり、受託者を選定するための企画提案に関して必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

庄原観光プロモーション動画制作業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月15日まで

(3) 業務の内容

「庄原観光プロモーション動画制作業務委託仕様書」に定めるところによる。

(4) 業務の予算規模

本業務の予算規模は1,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内。

3 選定方法

本業務に最適な事業者の選定を行うため、価格のみの競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行う、公募型プロポーザル方式を実施する。

4 事業公募及び選定の手続きスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和2年10月9日（金）	公募開始
令和2年10月14日（水）	質問締切
令和2年10月16日（金）	質問回答公開
令和2年10月19日（月）	参加申込期限
令和2年10月23日（金）	提案書提出期限
令和2年10月26日（月）	審査（提案書類審査）
令和2年10月27日（火） 予定	審査結果通知

5 参加資格者

業務の実施に必要な能力を有する者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 法人格を有する者
- (2) 本業務と同種又は類似の観光関連業務に関する相当な実績を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により、更生手続開始の申立てをしていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、再生手続開始の申立てをしていない者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第17号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6 企画提案の手順

(1) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出するとともに、参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格に適合するとされた者に限り、プロポーザルに参加することができる。

① 提出物及び提出部数等

- | | | |
|--------------------|-------|-----|
| (ア) 参加表明書（様式－1） | A 4 版 | 1 部 |
| (イ) 同種業務受託実績（様式－2） | A 4 版 | 1 部 |
| (ウ) 業務実施体制（様式－3） | A 4 版 | 1 部 |

② 提出期限 令和2年10月19日（月）17時まで

③ 提出先 「7 連絡先及び提出先」に示される部署

④ 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、期限とする日時までに必着することとする。

(2) 質問事項の受付・回答

プロポーザルに参加を希望する者を対象として、仕様書に関する質問を受け付ける。質問がある場合は、質問書（様式－5）を次のとおり提出すること。なお、送付した際は、電話でその旨を連絡すること。

① 提出期限 令和2年10月14日（水）17時まで

② 提出先 「7 連絡先及び提出先」に示される部署

③ 提出方法 電子メールによる。なお、件名は「庄原観光プロモーション動画制作業務」とすること。

④ 質問回答方法 質問に対する回答は、令和2年10月16日（金）までに（一社）庄原観光推進機構のホームページで公表する。

(3) 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、提案書を次のとおり提出する。なお、審査の公平性、透明性を図るため、企画提案書には、社名や商標、記号など、提出者を認識できるものを表示しないこと。用紙は原則A 4 版、部数は7部とし、企画提案書等に使用する言語は日本語、通貨は円とする。

① 提出物

(ア) 企画提案書

文字10.5ポイント以上で10枚以内とし、企画構成、ターゲット、期待さ

れる効果等を簡潔に分かりやすく作成すること。

(イ) 見積書

当該業務にかかる所要経費を全て見積るとともに積算根拠も明記すること。

(ウ) 実施スケジュール表

受託から納品までを想定し、業務の打ち合わせや制作のスケジュールについて分かりやすく作成すること。

②提出期限 令和2年10月23日（金） 17時まで

③提出先 「7 連絡先及び提出先」に示される部署

④提出方法 持参又は郵送（期限とする日時までに必着のこと）。提出物は、折ったり丸めたりせず袋等に入れて提出すること。

(5) 最優秀提案者の選定（審査）

プレゼンテーションは実施せず、企画提案等の書類をもとに、総合的な評価を行い、業務受託予定者を特定する。

①主要評価項目

主要評価項目は、次のとおりとする。

(ア) 企画提案

- a コンセプトが明確であり、業務目的を十分理解した内容となっているか。
- b 想定するターゲットのニーズに合ったものとなっているか。
- c 伝えるべき魅力的な経験を動画でうまく展開しているか。
- d 完成した動画の活用法について、効果的な手段の提案力があるか。

(イ) 業務遂行能力

- a 実績を有する人材の配置など、有効な体制がとられているか。
- b 業務全体の実施スケジュールについて具体的に記載がされており、確実な業務展開が可能と認められるか。

(ウ) 価格

- a 金額が提案内容に対して適当であるか。

(6) 選定結果の通知

審査結果の確定後すみやかに、全ての提案書提出者に対し通知する。

(7) 契約

選定された最優秀提案者との間で、企画提案の内容及び本推進機構の意向について協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の契約を締結する。

6 その他留意事項

- (1) 企画提案にかかる全ての費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。
- (3) 提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、必要に応じ複写することがある。

7 連絡先及び提出先

〒727-0021 広島県庄原市三日市町4-10（里山の駅 庄原 ふらり内）

（一社）庄原観光推進機構 担当：武田

電話0824-75-0173 ファクシミリ0824-75-0172

電子メールアドレス kanko@shobara.net

(様式－1)

令和 年 月 日

(一社) 庄原観光推進機構
代表理事 土井 幹雄 様

所在地
会社・法人名
代表者名

印

参 加 表 明 書

「庄原市観光プロモーション動画制作業務」に係る企画提案への参加を表明します。
なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
ならびに本書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 同種業務受託実績（様式－2）
- 2 業務実施体制（様式－3）

連絡先

担当者所属
担当者氏名
電話番号
ファクス番号
電子メールアドレス

(様式－2)

同種業務受託実績

会社・法人名

業務名	発注者	契約期間	業務概要	契約金額 (千円)

(注) 平成27年4月1日以降において受託した同種の業務について、上限を5件とし記述すること。なお、それぞれの業務について、成果品(写しでも可)を添付すること。請負契約書の写しが添付できない場合は、発注元が発行する業務実績証明を添付すること。

(様式－3)

業 務 実 施 体 制

会社・法人名

主 担 当 者	氏名		年齢		経験年数	
	所属・職名		業務実績 (5件まで)			
	担当予定業務					
副 担 当 者	氏名		年齢		経験年数	
	所属・職名		業務実績 (5件まで)			
	担当予定業務					